

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成16年2月から同年9月までは20万円、同年10月から19年6月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月1日から19年7月6日まで  
平成9年1月から19年7月6日までA事業所に勤務した。そのうち、申立期間について、私が所持する給与明細書では、報酬月額は20万5,000円から24万5,000円であったが、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額は、当該報酬月額に比べて低額となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立人が所持する平成16年2月から19年5月までの期間に係る給与明細書から確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、16年2月から同年9月までは20万円、同年10月から19年6月までは19万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時会社の経営状態が悪く、申立人に係る報酬月額について実際に支給した報酬月額より低い額で社会保険事務所に届出を行っていたことを認めており、また、申立期間のうち、平成16年2月から19年5月までの期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、当該期間の全期間においてオンライン記録における標準報酬月額と一致しないことから、事業主は、申立人の給与明細書から確認又は推認できる申立期間の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。